

## ○電気工事業者登録・届出事項の変更届出について

この届出は、現在青森県内で電気工事業を営んでいる者が、その登録又は届出事項に変更があった場合に届出するものです。

### 1 手続き方法

#### (1) 登録電気工事業者(法第10条関係)の場合

登録事項等変更届出書(第10条関係)及び添付資料をダウンロードのうえ、必要事項を記載して届出してください。変更手数料は青森県収入証紙(国の収入印紙と間違えのないようご注意ください)で2,200円です。届出書に添付する資料は、別添ファイルの(【添付資料一覧】法第10条)をご覧ください。

#### (2) みなし電気工事業者(法第34条関係)の場合(建設業許可を受けている者)

電気工事業に係る変更届出書(第34条関係)及び添付資料をダウンロードのうえ、必要事項を記載して届出してください。変更手数料は無料です。届出書に添付する資料は、別添ファイルの(【添付資料一覧】法第34条)をご覧ください。

なお、建設業許可の更新による変更届出の場合には、新たな建設業許可証の写しを必ず添付してください。

※ 上記に関する届出を郵送で行う場合は、簡易書留等、発送や受領が確認できる郵送方法をお願いします。

(※ご不明な点については、消防保安課産業保安グループにお問い合わせください。)

#### ◆郵送先・お問い合わせ先

住所: 〒030-8570 青森市長島1丁目-1-1

窓口: 青森県危機管理局消防保安課 産業保安グループ

電話番号 017-734-9392 FAX 番号 017-722-4867

メールアドレス shobohoan@pref.aomori.lg.jp